

令和 8 年度  
学校いじめ防止基本方針

愛知県春日井市立上条小学校

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童に関わる問題である。

全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめ防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」）に取り組むとともに、学校の内外を問わず、いじめを生み出さない風土をつくることが大切である。

これらの基本的な考えを基に、教職員は、家庭、地域、教育委員会、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない、放置しない」ための取組を積極的に展開し、児童一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

また、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童に理解させるとともに、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護が特に重要であることを認識して進める。

## 2 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策推進法に基づき「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

委員会は全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、相談員、スクールソーシャルワーカー等を加える。委員会は年3回定期的に開催する。また、いじめを把握した場合は、直ちに委員会を開催して、最善の対応方法を検討し、全職員で対応する。

### （1）いじめ防止対策組織の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等で、いじめ問題に対する取組が「学校いじめ防止基本方針」に基づき適切に実施されているか検証し、必要に応じて改善していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識向上を図る。
- ・アンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、保護者向け文書・ホームページ・学年だより等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### （1）いじめの未然防止の取組

- ア 全ての児童が友人や教職員と信頼できる関係づくりを行い、いじめのない学校づくりを進める。
- イ 児童に対して、いじめは絶対許されない行為であることを、発達段階に応じて繰り返し指導する。
- ウ 道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、心の通う対人関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止を進める。
- エ 児童がインターネット上のサイト等における誹謗中傷等のトラブルに巻き込まれたり、ネットいじめの加害者・被害者となったりすることを未然に防ぐために、インターネットの正しい利用とマナーについて、情報モラル教育を継続的に進める。

### （2）いじめの早期発見の取組

- ア 校内研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、多様化するいじめを積極的に認知することで、いじめの早期発見に努める。
- イ アンケートや教育相談を充実させることで、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について、相談しやすい環境を整える。
- ウ 心の教室相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携を図るとともに、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

### （3）いじめへの対処

- ア いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応する。また、関係機関と情報を共有し、連携して対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢でケアや支援を行うとともに、加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

ウ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

エ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、警察署や法務局等とも連携して行う。

#### 4 重大事態への対処

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校は、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた児童及びいじめた児童に対して、状況に合わせた継続的ケアを行う。
- (3) 学校を主体とする調査を加える場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて「いじめ問題対策委員会」の意見を踏まえて調査・対処を行う。教育委員会を主体とする調査を加える場合は、「いじめ問題対策委員会」により調査を行う。
- (3) 学校及び教育委員会は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な説明を適切に行う。

#### 5 学校の取組み内容の点検及び見直し

- (1) いじめ防止の取組が、学校いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかの点検及び評価を定期的に行い、必要に応じて取組み内容を見直す。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」で、いじめに関する取組の検証を行う。

#### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後に指導を行い、休業中のいじめ防止への取組を行う。

## 【重大事態の対応フロー図】

